

---

プロジェクト パーシャルスピンの会計処理

項目 第 503 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 503 回企業会計基準委員会（2023 年 6 月 13 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## 例外的な取扱いの範囲と基準開発の範囲

### （例外的な取扱いの範囲）

2. 例外的な取扱いの範囲について、完全子会社株式の配当を行い、その結果、当該株式が子会社株式に該当しなくなる場合とする事務局の提案に同意する。
3. 例外的な取扱いの範囲について、完全子会社株式の配当のみに限定するかどうかはスピンの定義にも関連すると考えられるが、非支配株主がいる場合でも今まで支配していた事業が独立した支配を受けない会社になるという意味では支配を喪失するか否かが重要な判断規準となるため、スピンの範疇に含めても必ずしも間違いではなく、非支配株主がいる場合も含めて完全子会社株式の配当に限定せず検討すべきであると考えられる。
4. 分割型の会社分割や完全子会社株式のすべてを配当する場合のみ例外的な取扱いの範囲とする現行の会計処理が理屈の面からは最も納得できるように感じる。

### （基準開発の範囲）

5. 今回の基準開発については、いわゆるパーシャルスピン税制が 2023 年度末までの時限的な措置であることから、早期の基準開発に対するニーズを優先すべきであり、開発の範囲は絞って対応すべきではないか。
6. 今回の事務局の提案は、株式分配実施会社の連結財務諸表上の会計処理が非常に網羅的に検討されており、税制や政策目的だけに対応して検討するのではなく他の会計基準や会計処理との整合性など会計として検討すべき事項という視点から必要不可欠な検討を行っており、企業会計基準諮問会議の要請にも沿った内容と考えられる。一方、時間の限られている中、実務として想定されにくい場合まで会計処理を定める必要はなく、基

準開発の範囲に関しては、まずは現実が発生する可能性が高いと考えられるパターンに絞って定めるべきであるとする。

7. いわゆるパーシャルスピノフ税制が2023年度末までの時限的な措置であり、早期の基準開発に対するニーズから、開発の範囲を絞って対応する考え方には同意する。しかし、例えば公開草案を出す中で関係者のニーズを見極めるなどの対応を行ったうえで、完全子会社以外のケースに関する会計処理など今回対象としない範囲についても将来的に基準開発を行う余地を残すべきである。

以 上